

地方消費税交付金の増額分に係る社会保障関連費用への充当

平成26年4月から消費税率が5%から8%、令和元年10月から10%に引き上げられました。
消費税率引き上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てることとされています。

【歳入】

地方消費税交付金	595,921 千円
うち社会保障財源化分	356,671 千円

【歳出】

社会保障施策に要する主な経費	3,762,253 千円
うち一般財源	1,024,658 千円

※令和5年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分を財源とする社会保障関連事業について、主な事業は下表のとおりです。
補助事業を除く単独事業（継ぎ足し単独分含む）のうち一部の財源としました。

（単位：千円）

主な事業名		費目	事業費	財源内訳					事業内容
				国支出金	県支出金	分担金	その他	一般財源	
社会福祉	障がい者福祉サービス事業	扶助費	606,224	307,275	153,638			145,311	障がい者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付・訓練給付）や補装具費、相談支援給付費などを提供し、地域の障がい者が安心して生活することに繋げることができた。
	障がい児福祉サービス事業	扶助費	342,657	170,055	85,027			87,575	児童福祉法に基づく障がい児通所給付（放課後児童ディサービス、児童発達支援、障がい児相談支援、保育所等訪問支援）を提供し、支援の必要な児童の継続的な療育などを実施することにより、障がい児が安心して地域で生活することに繋げることができた。
老人福祉	養護老人ホーム措置費	扶助費	132,949			25,011		107,938	高齢者の生活の安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な措置を行うことができた。 ●R6.3.31現在53名措置（アシステッドリビングみまた47名、友愛園2名、東岳荘2名、アシステッドリビング霧島1名、峰寿園1名） ●財源 老人ホーム入所者負担金25,011,076円
児童福祉	施設型給付事業	扶助費	1,983,119	938,674	450,624		68,885	524,936	認可保育所及び認定こども園に入所している児童に対し、総合的な保育・教育等の提供を推進することができた。 ・保育所（町内6園・町外11園 計17園）……………647,926,950円 ・認定こども園等（町内9園・町外30園 計39園）…1,335,192,158円
	児童手当給付事業	扶助費	554,850	387,206	85,484			82,160	中学生以下の児童の養育者へ手当を扶助し子育て支援が図られた。 3歳未満7,454人×15,000円、3歳～小学校終了前（第1子・第2子）24,623人×10,000円、同（第3子以降）6,420人×15,000円、中学生9,852人×10,000円、特例給付（所得制限超）398人×5,000円
	子ども医療費助成事業	扶助費	142,454		25,716		40,000	76,738	中学生までに係る医療費一部負担額への助成により、児童の健康維持と家計の負担軽減を図り、子育て支援を行うことができた。2年11月診療分以降の拡充（自己負担額の引き下げ、一部無料化）により一層の支援強化が図られている。 延助成件数76,924件（入院214件・入院外76,710件）
合 計			3,762,253	1,803,210	800,489	25,011	108,885	1,024,658	